

平成22年(ワ)第162号 損害賠償請求事件

原 告 木村富士子

被 告 国



## 答 弁 書

平成22年9月28日

釧路地方裁判所民事部合議係 御中

被告指定代理人

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1

札幌法務局訟務部


部 付 田 岡 薫 征 上 席 訟 務 官 桂 井 孝 教 訟 務 官 岩 田 剛 志 

〒085-8522 釧路市幸町10丁目3番地

釧路地方法務局訟務部門 (送達場所)

(電 話 0154-31-5000)

(FAX 0154-32-0994)

上 席 訟 務 官 小 田 切 学 訟 務 官 中 島 貴 仁 法 務 事 務 官 宮 崎 紀 夫 

〒085-8557

釧路市柏木町5番7号

釧路地方検察庁

次 席 検 事 蒞 谷 博 之



## 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当ではないが、仮にこれを付する場合は、
  - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
  - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過したときとする  
こと  
を求める。

## 第2 請求の原因に対する認否

- 1 「第一 概略説明」について
  - (1) 1について  
訴外木村悟（以下「亡悟」という。）が原告の実子であることは認めるが、  
その余は否認ないし争う。
  - (2) 2について  
第1文は否認ないし争う。  
第2文は不知。  
第3文は認否の限りでない。
  - (3) 3について  
第1文は不知。  
第2文及び第3文は否認ないし争う。  
第4文は認否の限りでない。
  - (4) 4について  
争う。
- 2 「第二 上述4名の検察官の職務行為の不法行為（民法第709条）構成」  
について  
全体として否認ないし争う。  
事実経過は後記第3のとおりである。
- 3 「第三 私の請求する損害賠償請求権の内訳（請求）」について  
争う。

#### 4 「第四 結語」について

争う。

### 第3 亡悟の死亡に関係する事件の捜査経過等

- 1 亡悟の遺体は、平成11年10月25日、町道に隣接する北海道川上郡標茶町字西標茶69番地所在の側溝草地において、損壊した自動二輪車とともに発見された。
- 2 釧路地方検察庁（以下「釧路地検」という。）検察官は、平成12年2月28日、亡悟を被疑者とし、平成11年10月22日ころ、上記1の北海道川上郡標茶町字西標茶69番地付近道路における自動二輪車の無免許運転及び安全運転義務違反を内容とする道路交通法違反被疑事件を不起訴処分とした。
- 3 原告及び亡悟の実父である木村勝雄は、平成15年11月26日、北海道警察本部長に対し、平成11年10月22日ころ、氏名不詳の被疑者が、北海道川上郡標茶町内において、亡悟に対し、暴行を加え、よって、傷害を負わせ死亡させた旨の傷害致死被疑事件を告訴した（甲第5号証）。
- 4 上記3記載の傷害致死被疑事件は、その後、釧路地検検察官に送致され、同地検検察官検事椿剛志が捜査を担当していたが、同検事の異動に伴い、同地検検察官検事中尾貴之が同事件を引き継ぎ、同検事は、平成17年12月28日、同事件を不起訴処分とし、同処分を告訴人である原告及び木村勝雄に対して通知した（甲第6号証の1）。
- 5 釧路検察審査会は、上記4記載の不起訴処分について不起訴不当の議決をしたため、同地検検察官検事藤田信宏が再捜査を行い、同検事は、平成18年10月17日、同事件を不起訴処分とし、同処分を告訴人である原告及び木村勝雄に対して通知した（甲第6号証の2）。

### 第4 被告の主張

#### 1 職権濫用、犯人隠避の主張に理由がないこと

原告は、釧路地検の検察官4名が、北海道警察釧路方面弟子屈警察署警察官の犯罪行為を隠蔽するなどの目的で、本件告訴事件を不起訴処分としたことによって、「原告の告訴権」及び亡悟を殺害した「原告の真犯人に対する正当な損害賠償請求権」を侵害したとして、国家賠償法（以下「国賠法」という。）

1条1項による損害賠償請求権を主張している（訴状2ないし4ページ）。

そして、原告は、写真撮影報告書（甲第1号証の1及び2）の作成年月日及び同写真の写真撮影年月日について、亡悟の遺体が発見された平成11年10月25日よりも前の同月23日とされていることを問題視し、これを「公表された交通事故現場が偽装である事実」を明らかにするものと主張する。

しかしながら、亡悟の遺体が発見されたのが平成11年10月25日であることは争いのない事実（甲第5号証2ないし4ページ）である。上記写真撮影報告書（甲第1号証の1及び2）の作成年月日及び写真撮影年月日は、いずれも平成11年10月26日の誤記であり（乙第1号証の1及び2）、このことは釧路地検検察官においても確認している。

以上のとおり、釧路地検検察官が警察官の犯罪行為を隠蔽するなどの目的で、本件不起訴処分をしたなどという原告の主張には、何ら具体的な根拠も裏付けもないから、原告の上記主張は失当である。

## 2 国賠法上保護すべき利益がなく、公務員の法的義務違反もないこと

上記1の点をおいても、以下に述べるとおり、原告の主張には理由がない。

(1) まず、国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の注意義務に違反して当該国民に損害を加えたときに国又は公共団体が損害を賠償する責めに任ずることを規定したものであり、公務員の行為が国賠法上違法となるかどうかは、当該公務員が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背したか否かにかかるというべきである（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ参照）。

さらに、かかる国賠法1条1項にいう公務員の行為の「違法」が問題とされるためには、権利ないし法的利益が侵害されることが必要であり、そのような権利ないし法的利益が存在しなければ、そもそも当該個人との間で職務上の法的義務を負担しておらず、その違背の有無を議論する余地もないというべきである。

(2) これを本件について検討するに、そもそも、犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われる

ものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく、また、告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与え、検察官の職権発動を促すものにすぎないから、被害者又は告訴人が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないというべきであるから、被害者ないし告訴人は、捜査機関による捜査が適正を欠くこと又は検察官の不起訴処分の違法を理由として、国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできないというべきであり（最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決・判例時報1380号94ページ参照）、本件請求において、原告が「原告の告訴権」の侵害を請求の根拠とする主張については、かかる利益が事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益でないことは明らかというべきである。

また、「原告の真犯人に対する正当な損害賠償請求権」という権利が法的利益として認められるものであったとしても、検察官による捜査権及び公訴権の行使が公益を図るために行われるもので、被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものでないことは上記のとおりであり、捜査権及び公訴権の行使にあたり「原告の真犯人に対する正当な損害賠償請求権」を保護すべき法的義務を負担するものではなく、かかる法的利益の侵害を根拠とする国賠法に基づく損害賠償請求もまたすることができないというべきである。

### 3 原告に損害賠償請求権がないこと

上記2のとおり、原告の主張には理由がないことは明らかであるが、原告の主張を前提としても、原告は、平成18年10月17日付け不起訴処分の処分通知書（甲第6号証の2）を郵送であっても処分の日から数日内には受領していたはずであり、その日から被告に対して国家賠償請求権を行使することが可能であったはずであるから、郵送に要した日数を考慮しても遅くとも平成18年10月20日ころには民法724条前段の「損害及び加害者」を知ったというべきである。

そうすると、同日ころから3年を経過した時点で既に消滅時効が完成してい

ることになるから、被告は、本答弁書において短期消滅時効（国賠法4条，民法724条前段）を援用する。

#### 4 結論

よって、原告の請求には理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

#### 証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

#### 附 属 書 類

指定書

2通